

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成25年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成25年4月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験日時

平成25年7月18日（木）

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地 受験者

新潟市 村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟市及び佐渡市居住者

長岡市 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市及び刈羽村居住者

南魚沼市 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者

上越市 上越市、妙高市及び糸魚川市居住者

県外居住者にあつては、希望の試験地とする。

（試験会場は、受験票に記載して通知する。）

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した者。

5 出願に関する書類

(1) 受験願書 1部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。）別記第4号様式によるものとする。

(2) 調理業務従事証明書 1部

ア 調理師法第3条第1項第2号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第5号様式によるものとし、原則として当該施設長（業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長）が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は2親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

イ 証明印は、当該施設の施設長の職印（証明者の「職名」が刻印されているもの）を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書1部を添付すること。

ウ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食物を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

エ 訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。

オ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。

カ 勤務日数及び時間は、週4日以上かつ1日6時間以上であること。

(3) 卒業証明書等 1部

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項の規定に該当する者であることを証するもの（改姓者は戸籍抄本1部を添付すること）。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル）で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

6 受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。

(2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

7 出願に関する書類の受付期間

平成25年5月20日（月）から5月27日（月）まで

8 出願に関する書類の提出先

(1) 県内居住者にあつては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部等（新潟市においては、新潟市保健所（各区役所健康福祉課も可）（以下「保健所等」という。）

(2) 県外居住者にあつては、新潟市中央区新光町4番地1新潟県福祉保健部健康対策課

9 受験票の送付

受験票は、試験日の約7日前までに本人あて郵送する。

10 合格者の発表等

(1) 平成25年8月7日（水）午前9時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。

(3) 合格発表の日から9月6日（金）までの間（閉庁日は除く）、受験者本人が受験票及び本人であることが証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び保健所等において、各人の得点の開示を求めることができる。

なお、新潟市居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。

(4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。

11 その他

(1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。

(2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課（025-280-5198）へ問い合わせること。